

市長ノ承認ヲ得テ必要ナル役員ヲ置クコトヲ得

第十条 会長其他役員ノ任期ハ一ケ年トス

但シ再任ヲ妨ゲズ

第十一条 聯合会・町内会及組・班ニハ第一条ノ目的ヲ達成スル為メ常会ヲ付置スルモノトス

第十二条 聯合会及町内会常会ハ毎月一回以上之ヲ開会シ、組及班常会ハ必要ニ応ジ適宜開会スルモノトス

但シ町内会常会ガ役員ノミヲ以テ行ハレタル場合ニ於テハ組又ハ班常会ハ毎月開会スルコトヲ要ス

第十三条 会長・組長及班長ハ会務ヲ統理シ、常会ヲ招集シ、之ヲ司会スルモノトス

第十四条 区域内ノ各種会合ハ成ルベク之ヲ常会ニ統合スルモノトス

第十五条 町内会及組ハ会若クハ組ノ運営上必要ナル経済ニ充ツル為メ会又ハ組規約ノ定ムル所ニ依リ会費ヲ徴収スルコトヲ得

前項ノ町内会費（組会費ヲ含ム）ハ一ケ月一戸平均金參拾錢ヲ超ユルコトヲ得ズ 但シ特別ノ事情アルトキハ市長ノ承認ヲ得テ増徴スルコトヲ得

第十六条 聯合会ニ要スル経費ハ管下各町内会ノ負担トス

第十七条 会計ハ収支共明細ニ記帳シ毎年一回常会ニ於テ之

ヲ報告シ其ノ承認ヲ求ムルモノトス

第十八条 聯合会・町内会又ハ組規約ノ設定変更、会費ノ徴収方法其他重要ナル事項ハ常会ニ之ヲ諮ルモノトス

但シ特別ノ事情アルトキハ役員常会ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第十九条 聯合会・町内会及組ニハ左ノ簿冊ヲ備フルモノトス

一、会員名簿

二、常会出席簿

三、常会記録簿

四、会費徴収簿

五、会計簿

六、其他必要ナル簿冊

町内会及組ニハ別ニ定ムル様式ニ依リ町籍簿ヲ備フルモノトス、世帯主ハ世帯又ハ世帯人員ニ異動アリタル場合ハ其ノ都度班長ヲ經テ組長及町内会長ニ届出ヅルモノトス

第二十条 聯合会長・町内会長ハ第九条ニ定ムルモノ外左ノ事項ヲ市長ニ報告スベシ

一、会及組ノ収支決算

二、会及組規約ノ設定変更

三、会費ノ徴収方法

四、其他必要ナル事項

町内会長ヨリ市長ニ報告スベキ事項ハ聯合会長ヲ經由ス
ルモノトス

第二十一条 左ノ事項ハ市長之ヲ告示ス

一、町内会及校下聯合会ノ設置

二、町内会長及校下聯合会会長ノ就任、退職

岐阜市町内会（組）規約準則

第一条 本会ハ岐阜市何々（校名）第何町内会ト称シ岐阜市
町内会規程ニ準拠シ本町内会区域在住者全戸ヲ以テ組織ス
第二条 本会ハ万民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行
スル為隣保團結ノ精神ニ基キ左ニ掲グル事項ノ実効ヲ期ス
ルヲ以テ目的トス

一、道德的鍊成ト精神的團結ヲ図ルコト

二、国策ヲ汎ク市民ニ透徹セシメ国策万般ノ円滑ナル運用

ニ寄与スルコト

三、統制經濟ノ運用ト市民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發
揮スルコト

第三条 本会ノ事務所ハ何々ニ之ヲ置ク

第四条 本会ニ左ノ組及隣保班ヲ置ク

何々組 第何班

何々組 第何班

第五条 本会及組・隣保班ニハ第二条ノ目的ヲ達成スル為メ

常会ヲ付置ス

第六条 本会常会ハ毎月何日ヲ定例日トシテ開会ス

但シ必要ニ応ジテハ臨時ニ之ヲ開会シ若クハ定例日ヲ變更
スルコトアルベシ

第七条 本会ノ処理スベキ事項概ネ左ノ如シ

一、敬神崇祖及祭祀ニ関スル事項

二、国策ノ徹底ニ関スル事項

三、教育教化ニ関スル事項

四、軍事援護ニ関スル事項

五、納税ニ関スル事項

六、産業經濟ニ関スル事項

七、社会事業ニ関スル事項

八、防空防衛ニ関スル事項

九、保健衛生ニ関スル事項

十、慶弔及表彰ニ関スル事項

十一、市其ノ他官公衙トノ連絡並ニ依頼調査等ニ関スル事

項

十二、其ノ他必要ト認ムル事項

第八条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長、組長、班長、何々

第九条 役員ハ総テ名譽職トシ其ノ選任及任期並職務ハ岐阜

市町内会規程ノ定ムル所ニ依ル

第十条 本会々員ハ別ニ定ムル所ニ依リ町内会費ヲ納ムルモノトス

第十一条 本会ノ経費ハ町内会費、補助金、其ノ他ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第十二条 会長ハ毎年一月ノ常会ニ於テ会計並ニ会務ノ報告ヲ為シ會員ノ承認ヲ求ムルモノトス

第十三条 本会ニ左ノ簿冊ヲ備フ

一、會員名簿

二、常会出席簿

三、常会記録簿

四、会費徴収簿

五、会計簿

六、其他必要ナル簿冊

一、隣保（隣組）

我国は、皇室を大宗家と仰ぎ、別れ／＼て、氏及び家を以て国家組織の単位としてゐる家族制度の国柄である。隣保は家族精神や感情から必然的に遠い神代から出来たものと思はれる。中世期にあつては、武士が家の子郎党を率ひ家紋の旗を押し立てて戦場を馳駆し、徳川時代には、切支丹の禁制で上

意下達の必要から五人組制度は一層強化せられた。然し明治維新の大業成り國を挙げて泰西文明の吸収に之れ日も足らず、個人主義の思想・自由主義の思想は國民の頭に浸透し人々は自己の安逸と榮達に追はれて都會に集中した為五人組制度は純朴な農山村にのみ存続せられ往古の精神を脈脈として伝へてゐるが、大都會には其の形態さへもない所が少なくない状態となつた。

今や、我國は一億の國民が一つ心になつて高度國防國家の態勢を整備し、八紘一字の大理想に基いて大東亞共榮圈を確立しなくてはならない重大なる時局に直面した。

大海の水も一滴からと言ふことがあるが、此の隣保が和衷協同して上意下達、下情上通、臣道実践の熱に燃え、よい隣保が出来れば、一億一心の実が挙り、大政を翼賛し奉ることが出来るのである。隣保の使命の重大であることを各自は自覚せねばならない。

二、隣保の特質

(一) 隣保は大政翼賛、臣道実践の國民の単位団体であつて、最も親しいかたまりである。

(二) 隣保は町内会の下部組織であつて、町内会・組と絶へず連絡して良い町内会をつくり上げねばならないかたまりである。

(三) 隣保は一家の如く睦み合ふてお互ひが磨き合ひ助け合ふかたまりである。

(四) 隣保は上意を下達し、下情を上通して、国策に協力する実行のかたまりである。

(五) 隣保は戦時国民経済の運用と国民生活の安定向上を図つて、之を実行するかたまりである。

(六) 隣保は総親和、総納得で、心から協議し懇談するかたまりである。

(七) 隣保は人のあら深しをやめて、御聖旨に副ひ奉る善行を顕彰して助長するかたまりである。

(八) 隣保は各自が充分意見を述べ人の話を聞いて、お互に相談相手になるかたまりである。

(九) 隣保は申合せた事柄を実行するかたまりである。

(十) 隣保は毎月一回以上常会を開いて、和やかに相談して実行するかたまりである。

三、常会の必要

常会がうまく開かれ、常会本来の目的を達成するやうになると市民悉くが皆、皇国臣民たるのよろこびにもえたち、上御一人の大御心に応へ奉るの赤心から、お互に気分がびつたり合つて真心の団結となり、協同の力を以て近隣は言ふまでもなく、町内を明るくし、住よい郷土とし、いよく栄えゆく、

皇国の基礎をきづくことになる。常会の必要は時局の進展と共に、愈々重大となつたのである。

昭和十五年九月十一日の内務省訓令や県訓令によつて、今まで民間に於けるお互の申合的な常会も、国家の意志として、全国の市町村に開催するやう督促せらるゝことになつた。

「常会なくして隣保なく、隣保なくして生活なし」の言葉があるやうに魂の新体制も常会によつて一億一心となつて、お互にはげまし合つて、臣道を実践し、国を挙げて、正しい理解と適切な運営につとめ、大東亜指導国家としての大日本帝国建設のもとを築かねばならぬ。

四、常会運営指針

(一) 常会は惟神の大道を体認する禊の聖場であるから、皇道精神錬成道場として運営すること。

(二) 常会は大御業分任の精神に徹して、皇道精神を日常生活に具現する様にその運営をなすこと。

(三) 常会は自我の殻を脱いで米英臭を掃蕩して真の日本人に生れ変わる様に、その運営をなすこと。

(四) 常会は上意下達、下情上通の基底である協議体として、その運営をなすこと。

(五) 常会は岐阜市民の生活に於いて、隣保相扶の精神を昂揚醸化することを目標として、その運営をなすこと。

(六) 常会は総意により申合せをなし、これを実践躬行せしむる様に、その運営をなすこと。

(七) 常会は大東亜指導民族としての雄渾なる生活様式を確立して戦争完勝へ足並を揃へる心構とその実行を發揮する様に、その運営をなすこと。

(八) 常会是小言常会に墮せず、泣言常会に終らずして必ず之を正常に運営して、士魂の啓培に努めること。

五、常会の開き方

(一) 隣保常会の会長には班長となる。但し各世帯主が廻り持ちで世話してもよい。班長は組常会とよく連絡して上意の下達、下情の上通に遺憾のないやうにすることが大切である。

(二) 隣保常会の会場は、各戸廻り持ちにするのが便利である。但し適当な集会所があれば其処でもよい。

(三) 隣保常会の座席は円座がよいと思ふ。

(四) 隣保常会には会場主に迷惑をかけないやうに。必要のものは持ちよること。

(五) 隣保常会には服装は平常着で、履物は必ず揃へてぬぐこと。

(六) 常会は和やかな中にも引きしまつた会とし、始めと終りの行事は^{ゆるが}忽せにしないこと。

(七) 常会では、開会・閉会の時間を厳守すること。之は会の隆替を左右するからである。

(八) 常会の記録と報告は正確に要点を記すこと。

(九) 隣保常会は時々他の班と連合して開催し、連絡を図ること。

(十) 隣保常会は世帯主のみの会合とせず、全家族の会合も開き、時には遠足等も行ふやうに致したいものである。

(十一) 時間はなるべく、夜間を選び、会合時間は二時間位が妥当と思ふ。但し朝常会、昼常会等隣保班の都合で適当に開会してもよい。

◇ 常会進行順序

一 同敬礼

一 開会の挨拶

一 宮城遙拝(遙拝の前に調息を行ひ精神の統一をはかること)

一 国歌斉唱

一 勅語(詔書)奉読

一 祈念

一 朗誦(御製、訓言、常会の誓、其の他)

一 感話

一 伝達、報告、協議、懇談、申合せ、体験発表、和楽等
一 講話

一 閉会の挨拶

退散

一一 同敬礼（冥黙の後敬礼）

経済統制 昭和一四年から白米を禁止し、遊興営業の時間短縮、パーマメントの廃止、石油や木炭の配給制と、戦時に向けて、国民に耐乏生活と戦争推進への心構えを強める方向になり、昭和一六年からは統制経済が一段と強化された。月に肉なしデーをつくり、たばこも制限販売となった。

一七年になると、味噌・醤油・食塩が切符配給・配給通帳による販売となった。

それに、衣料もまた点数切符制となつて、自由購入を制限した。

都市部の住民は一人当り一〇〇点

郡部の住民は一人当り八〇点

の切符が支給されて、その範囲内で購入するしかなかった。当時の衣料点数は、

背 広

一着 五〇点

裕（あわせ）

一着 四五点

ワイシャツ

一着 一二点

てぬぐい

一本 三点

で、日本国民は総てこの統制に従つた。

昭和一九一〇年ころの食生活は次のようであつた。

主食は食糧営団が配給することになっていた。当時戦争による人手不足と、悪天候による不作、戦場への供出等で、国内の食糧事情は最悪の状態であつた。

主食の配給は一般人も重労働者も一律に一日量二合一勺で、

- 1、主食の米は一ヶ月分配給の内五日分配給で毎月続く
- 2、代用食雑穀粉のパン数日分配給、少量パン一食一個
- 3、押麦・雑穀・小麦・米糖混合粉の配給

これも、消費都市では遅配・欠配ということもあり、それが数日続くこともあった。

鷺山は当時農村として岐阜市の台所であり、米・甘藷・大根・野菜の生産地でありながら、食糧統制により、収穫前に作柄を視察し、農民といえども指定の自家消費分を残すのみで、強制供出して食糧営団に納入していた。

次に食生活の状況を表わすこぼれ話をあげてみよう。

一、米だけで一日二合一勺（約〇・四リットル弱）では、軽い二食分で、一食は代用食によらねばならなかった。主人に弁当を作ったら、妻や子どもはどうでんて昼食を済すか、代用食でがまんするしかなかった。

一 食料品販売店での雑炊販売の日には、時間待ちの客で行列ができた。塩味で野菜のミジン切りが入ったおかゆ状の雑炊を並んで待っても売り切れとなって、食いはぐれることもあった。

一 一八年前ころまでは、どうにか麦飯・芋飯で、米の中に麦や芋（甘藷）を入れたご飯が食べられたが、年と共に、芋・

- 4、大豆一〇日分位にトウモロコシ粉の配給
- 5、甘藷・馬鈴薯の一二三日宛配給

大豆・大根の中に米を混ぜたご飯というより、雑炊で芋や大根の中から米粒を探しても見当たらないというそまつなものだった。

野菜七分に米麦三分、これを塩で味をつけてやっと雑炊にして食べたものだった。

一 官庁・会社勤務の人の弁当を見ると、大部分が南瓜か、馬鈴薯の塩煮だった。家が近い人は自宅まで雑炊を食べに帰った。

一 人が寄るとさわると、朝から晩まで食糧の話でもちきりであった。

大政翼賛会 大政翼賛会と国民生活の統制だが、昭和一五年（一九四〇）に大政翼賛会が発会した。これは文字そのままの訳で、国政に対し協力・支援する会であった。

ちょうどこの年が、日本の皇紀二六〇〇年に当る記念すべき年ということ、国民の自負心をかきたてながら、戦争遂行の方向へ、世相を盛り上げる形でこの会が発足したのである。

既にこの年、祝祭日の儀式に参列する時は、洋服を用いず、国民服を着用することにきめたのである。次に、昭和一八年に大政翼賛会岐阜県支部が県民へ出した通達を掲げる。

1 大政翼賛会岐阜県支部の通達 第一 趣旨

大東亜戦争ノ重大非常時局ニ対処シ国民生活ハ全面ニ亘リ戦時態勢ヲ見ツツアルモ銃後国民生活ノ実情ハ今尚旧来ノ宿弊ヲ脱却セザル向アリ、此際断乎戦争生活ヲ実践シ愈々国民精神ノ昂揚、生産増加、貯蓄増強ニ全力ヲ傾注シ以テ戦争目的完遂ニ邁進セムトス

第二 実践事項

一 報恩感謝

- イ、毎日神宮・宮城遙拝ヲナスコト
- ロ、常ニ皇軍感謝ノ祈念ヲ捧グルコト
- ハ、「御民われ」ノ感激ヲ堅持スルコト

二 健康生活

- イ、早寝、早起、冷水又ハ乾布摩擦、深呼吸ヲ必行スルコト
- ロ、徒歩、体操、日光浴ヲ励行スルコト

第六節 生活の統制

四 簡素生活実践

- ハ、戦時栄養食ヲ工夫スルコト
- ニ、玄米食ヲ励行スルコト（中略）
- イ、生活ノ基準ヲ引下ゲルコト
- ロ、衣服ノ新調ヲ見合セ無駄ヲ廃シ間ニ合セノ工夫ヲスル事
- ハ、女子ハモンペノ着用ヲ励行スルコト
- ニ、玄米食、雑炊、代用食ヲ励行スルコト
- ホ、住居ハ贅沢的設備ヲ廃スルコト
- ヘ、時間励行ヲナスコト
- ト、不急旅行ヲ廃スルコト
- チ、青年ハ短髪励行スルコト
- リ、婦人ノ結髪ハ虚飾ニ陥ラザルコト

五 貯蓄増強

- イ、予算生活ヲ実行スルコト
- ロ、団体、家庭、個人ニテ貯蓄計画ヲ樹立スルコト

ハ、国債、債券ヲ完全ニ消化スルコト

ニ、収入ハ直ニ預金シ手持金ヲ縮少スルコト(以下 略)

大政翼賛会岐阜県支部
(岐阜県「決戦生活新様式」昭和一八年)

この様に、国民生活を戦争生活へ、そして戦争目的の完遂へ邁進しようと、生活様式の細部にまで立ち入って生活を統制したのである。

次ぎに昭和一七年以降の岐阜市が出した通達を資料として提示し、当時の市民の統制生活を窺うこととする。

(岐阜市史・史料編)

町内会長組長殿

岐阜市役所

商第二七号

昭和十七年一月十六日

家庭用乾麵(生麵) 配給ニ関スル件

家庭用乾麵配給券ヲ貴町内会ニ対シ左記数量ヲ御送付致シマシタ 就テハ毎度御手数デアリマスガ注意事項ヲ一般ニ周知セシメタル上御交付下サル様御願ヒ申マス

記

校下第 町内会 五十六校

注意

一 本券ハ一般家庭用デスカラ營業用トシテ利用スルコトハ出来マセン 御組内ニ於テ家庭人員ノ多イトカ又ハ其他特ニ食料ノ不足スル家庭ヘ多ク渡ル様ニ御配慮ノ上適當ニ割當テム下サイ

一本配給券ハ一葉ヲ以テ二百匁購入券トナツテ居リマス 乾

麵百匁ハ金十七錢デ 生麵ハ百二十五匁十四錢デス

一本配給券ノ裏面ニ配給店名ノ記載ノナイモノハ買フコトガ出来マセン

○

町内会長組長殿

岐阜市役所

商第三〇号

昭和十七年一月十七日

家庭用並ニ病人用鶏卵配給ニ関スル件

家庭用鶏卵購入券並ニ病人用鶏卵特別購入票ヲ御送付致シマシタカラ左記事項御留意ノ上適當ニ御配分ヲ願ヒ申シマス

切符御送付数

注意事項

家庭用鶏卵購入券七枚 病人用鶏卵特別購入券三枚

一、家庭用鶏卵購入券 身体弱キ方、発育期ノ子供等ノアル家庭へ優先的ニ配分シ其他ハ各戸ノ人数ヲ考慮シテ御分配下サイ。

二、病人用鶏卵特別購入券 町内ニ病人ガ出来テ鶏卵購入ニ困ル方ヨリ申出ガアツタ場合ニ限り組長殿御証印ノ上、コノ購入票ヲ交付シ、更ニ医師ノ証明（無料）ヲ求メ最寄りノ販売店ニテ購入スルヨウ御指示下サイ。尚鶏卵不足ノ折柄デスカラ止ムヲ得スト思ハレル病者ダケニ特ニ御渡シ願ヒマス。

注意 此券ハ今後将来ニ向ツテ使ツテ戴キタイト存ジマスカラ一度ニ御分配ニナラヌ様願ヒマス

〔欄外ペン書〕

「牛 豚肉 配給券二十枚」

○

町内会長殿

岐阜市役所

組 長 殿

昭和十七年一月二十二日

地下足袋配給ニ関スル件

今回第十二回分地下足袋ノ配給ガアリマシタ 就テハ貴町内会へ左記ノ通り配当セラレマスカラ左記条項御了承ノ上適正ニ配給下サル様御願ヒ致シマス。

記

第六節 生活の統制

一予メ申告ノ労働者ニ対シ抽籤等ニ依リ配当ノコト、但警防団員及合同運送法関係労働者ハ別途配給セラルムヲ以テ重複配給セヌ様留意セラレ度

一廃品回収ニ関シ其筋ノ注意ニ依リ新旧引換制実施ニ付キ必ズ廃品ヲ持参セラレ度

一現在ノ都合ニ依リ昭和十七年一月二十五日ヨリ十五日間ノ期限内ニ購入ノコト（以後無効）

地下足袋配給数 式足

価 格 疋足 一円六十五銭

購入場所

岐阜市緑町 岐阜県ゴム靴小売商業組合事務所

同 柳生町 大熊ゴム靴店

同 長良北町 平尾雜貨店

同 同 千草屋雜貨店

同 長良福光 紙辰商店 杉本辰治郎

○

町内会長殿

岐阜市役所

組 長 殿

昭和十七年一月廿七日

商第七〇号

衣料切符送付ノ件

今般纖維製品配給消費統制規則ガ実施セラレマシテ二月一日

ヨリ衣料品ハ切符引換ニテ購入スルコトムナリマシタ 就テハ衣料切符ヲ御送付致シマスカラ左記事項御了承ノ上貴町内現住者ニ一人一枚宛交付方御取計ヒヲ願ヒマス

追テ不足ノ場合ハ御一報下サイ 若シ残ツタ際ハ必ず御返シ下サイ 尚書損等ニテ破棄スルコトハ出来マセヌカラ御注意下サイ万止ムヲ得ヌ時ハ御取替ヘ致シマス

衣料切符 枚

記

○注意

特ニヨク読ンデ下サイ

一 衣料切符受領ノ上ハ別紙領収書ヲ市役所ニ提出ノコト

一 衣料品切符ハ貴町内ニ現住スル者ニ一人一枚宛ヲ又衣料品点数表ハ一世帯一枚宛ヲ交付シテ下サイ

出征中ノ人ヤ学生デ他ノ都市ニ居住スル等現住セヌ人ニハ渡サヌ様願ヒマス

一 交付ニ当リテハ町籍簿ニ依リ切符ノ表紙ノ消費者ノ住所氏名、年齢、職業、性別等必要事項ヲ記入ノ上經由責任者欄外上部ニ「何々町組長」ト記入シ責任印ヲ押捺シ交付シテ下サイ

右記入ニハナルベク隣保班長ニオ話ノ上御手伝ヒヲ求ムルコト

一 組長ハ町簿ニ依リ各世帯毎ノ交付枚数ヲ記入シ交付事実ヲ明瞭ニシテ置イテ下サイ

一 衣料切符ノ有効期間ハ一ケ年デアリマシテ若シ紛失シテモ再交付セラレマセヌカラ紛失、毀損等ナキ様注意セラレタシ

一 衣料切符ノ使ヒ方ハ大要別記ノ通りデアリマス

一 本切符ニ関スル違反ハ国家総動員法ニ依リ重ク処罰サレマスカラ此旨ヲ周知方御願ヒシマス

一次ノ如キモノハ交付セヌコトニシテ下サイ

旅館等ノ一時的滞在在者、入院者及附添人、刑務所収容中ノモノ、養老院、育兒院、感化院等ノ在院者、管内居住ノ下士官兵、浮浪人、家政婦、派出看護婦等一時的滞在在者、他ノ市町村ニテ交付ヲ受ケテ来タモノ

○特ニ御願ヒ……此ノ切符ヲ交付シタ際ハ必ず町籍簿ノ摘要欄ニ『衣料切符交付済』又ハ『衣料済』ト記入シ後日交付済ナルヤ否ヤヲ知り得ル様ニシテ下サイ

尚右切符受領書ノ氏名ハ必要ガアリマスカラ必ずオ忘れ無イ様御取計ヒヲ願ヒマス

衣料切符ノ使ヒ方ノ注意

衣料切符ニハ総点数百点ノ小切符ト有効期間ノ記入シテナイ小切符ガ二十点ト外ニ制限小切符ガ付イテ居マス

有効期間ノ書イテナイ二十点ノ小切符ハ予備切符デアツテ此ノ切符ハ別ニ指定サレタ場合ノ外ハ使ヘマセヌ

市民ハ此ノ百点ノ範圍内デーケ年間ニ必要トスル衣料品ヲ買ヒ入レナケレバナラヌノデス、紛失等ノ場合デモ再交付サレマセヌカラ大切ニ保管シテ下サイ

制限小切符

衣料切符ニハ前記ノ通り制限小切符ガ添付サレテ居リマス、其小切符ニハ 晒一丈、ネル一、五碼 手拭 又ハタオル二枚

足袋又ハ靴下六枚、外ニい号ヨリは号迄五枚ノ無名小切符ガ付イテ居マス

此ノ制限小切符ハ 晒トカ ネル 手拭ナド誰デモ日常生活ニ必要ナモノヲ買フ時ニ使フノデアリマス、從テ此レ等ノ品物ハ小切符ノ外ニ此ノ制限小切符ヲ出サナケレバ買ヘマセヌ尚い号ヨリは号迄ノ制限小切符ハ將來一般国民ニ一定量ダケ配給ヲスル品物ノ決定シタ場合ニ商工大臣ガ品物ト数量ヲ指定セラレマスカラ其際此ノ制限小切符デ買フノデアリマス

特別ニ切符ガ発行サレル場合

衣料切符ハ一人ニ対シテ一年ニ一枚宛交付サレマスガ別ニ婚約、妊娠、災禍等ノ場合ニハ特別切符ガ交付サレルコトニナツテ居マスガ其ノ届出方等ニ付テハ後日御知ラセ致シマス

第六節 生活の統制

昭和十七年二月一日

衣料品点数表

商工課

品 目	単位数量	点 数
一 織物類		
1 小幡織物 (幅一八吋未満のもの)	一 鯨尺一尺反	二四點
同 (同)	以鯨尺一尺反	一點
2 広幡織物二幡物 (幅一八吋以上三六吋未満のもの)	一 ヤード碼	四點
3 同 三幡物 (幅三六吋以上四七吋未満のもの)	一 ヤード碼	六點
4 同 四幡物 (幅四七吋以上のもの)	一 メートル米	一〇點
5 表地の提供を受け洋服類の仕立販売を為す場合に於ける裏地及附屬地		
イ 背広、モーニングコート、タキシードの三揃の仕立に使用したるもの	一 組分	三一點
ロ 同 上衣の仕立に使用したるもの	一 着分	一五點
ハ 同 ズボンの仕立に使用したるもの	一 着分	八點
ニ 同 チョッキの仕立に使用したるもの	一 着分	八點

〔活版〕

品目	単位数量	点数
ホ 国民服、団服、学生服又は訓練服の上下揃の仕立に使用したるもの	一揃分	一四點
ヘ 同 上衣の仕立に使用したるもの	一着分	一〇點
ト 同 ズボンの仕立に使用したるもの	一着分	四點
チ 国民服中衣の仕立に使用したるもの	一着分	四點
リ 国民服外套 団服外套又は学生用外套の仕立に使用したるもの	一着分	二五點
ヌ 其の他の男子外套の仕立に使用したるもの	一着分	三〇點
ル 婦人ワンピースの仕立に使用したるもの	一着分	四點
ヲ 同 ツーピースの仕立に使用したるもの	一着分	一四點
ワ 婦人上衣の仕立に使用したるもの	一着分	一〇點
カ 同 スカートの仕立に使用したるもの	一着分	四點
ヨ 同 外套の仕立に使用したるもの	一着分	二五點
6 丸帶地、長帶地、昼夜帶地、袋帶地	一本	二〇點

品目	単位数量	点数
7 名古屋帶地、中幅児帶地、輕装帶地(吉弥帶地、後室帶地、五尺帶地及六尺帶地を含む)片側	一本	一〇點
8 男帶地、兵児帶地	一本	八點
二 和服類		
1 袷(下着、袷長襦袢、綿入及丹前を含む)	一枚	四八點
2 単衣(単衣長襦袢を含む)	一枚	二四點
3 袷羽織、半纏、ネンネコ	一枚	三四點
4 単衣羽織	一枚	二四點
5 半襦袢(肌襦袢を除く)	一枚	一六點
6 裏附コート(被布を含む)	一枚	四〇點
7 単コート	一枚	二四點
8 丸帶、長帶、腹合せ帶、袋帶、結帶	一本	三〇點
9 名古屋帶、中幅児帶、輕装帶(吉弥帶、後室帶、五尺帶及六尺帶を含む)	一本	一五點
10 男帶、兵児帶、伊達縮、腰帶、前帶、文化帶	一本	八點
11 袴	一枚	二四點
12 二重廻シ、インバネス、トンビ	一枚	五〇點
13 角袖、モジリ、マント	一枚	四〇點

14	抱蒲団（ベビーオクルミ及産着を含む）	一枚	六点
15	甚平、伝知又は袖無（ジレー型及被布型を含む）	一枚	六点
三 洋服類			
1	背広、モーニング、タキシード、燕尾服又はフロックコートの三揃	組	五〇点
2	同 上衣	着	一〇点
3	同 チヨツキ（編チヨツキを除く）	着	二五点
4	同 ズボン	着	一五点
5	詰襟服、折襟服又は運動服（登山服、スキー服、乗馬服等）の上下揃	揃	四〇点
6	同 上衣	着	二五点
7	同 ズボン	着	一五点
8	国民服、団服、学生服、又は訓練服の上下揃	揃	三二点
9	同 上衣	着	二〇点
10	同 ズボン	着	一二点
11	国民服中衣	着	一〇点
12	男子外套	着	五〇点
13	国民服外套、団服外套	着	四〇点
14	学生用外套、学生マント	着	四〇点
15	レインコート（アノラックコートを含む）	着	三〇点
16	訓練用外被	着	二〇点
17	婦人ワンピース	着	一五点
18	婦人ツーピース	揃	二七点
19	同 上衣（ボレロを含む）	着	一五点
20	同 スカート（ジャンパースカート及スカートパンツを含む）	着	一二点
21	ブラウス	着	八点
22	イヴニングドレス、婚礼服	着	三〇点
23	スワガーコート（ビーチコート、ハーフコート、ウエストコート、及ケープを含む）	着	二〇点
24	婦人外套	着	四〇点
25	男子学童服の上下揃	揃	一七点
26	同 上衣	着	一二点
27	同 ズボン	着	五二点
28	女児学童服の上下揃	揃	一七点
29	同 上衣	着	一二点
30	同 スカート	着	五二点
31	学童用外套（子供用外套を含む）学童用マント（子供用マントを含む）	着	一七点
32	学童用レインコート（子供用レインコートを含む）学童用雨合羽（子供用雨合羽を含む）	着	一二点
33	スクールコート	着	一〇点
34	子供服	着	一二点

品目	単位数量	点数
35 {ベビードレス、ベビーケープ、レギンス、ベビロン、ベビーハキコミ、ベビースタックコート、ベビージレー、ベビーカー、ベビーツ、ベビーフードケーブ}	着	五点
四 朝鮮服類		
1 男子用上衣 (チヨコリ)	枚	一二点
2 同 下衣 (バツチ)	枚	一四点
3 同 チヨキ	枚	五点
4 同 周衣 (ツルマキ)	枚	三二点
5 婦人用上衣 (チヨコリ)	枚	八点
6 同 袴 (チマ)	枚	一四点
7 同 周衣 (ツルマキ)	枚	二八点
五 作業被服類		
1 {労働作業衣 (防空服を含む) の上下揃}	揃	二四点
2 同 ズボン (胸当ズボンを含む)	着	一〇点
3 同 {スカート (モンペイ型スカートを含む)}	着	一〇点
4 同 上衣	着	一四点
5 被服	着	二四点
6 印半纏、法被、厚司	枚	一二点
7 股引	枚	八点

品目	単位数量	点数
8 腹掛	枚	五点
9 手甲、脚絆、ゲートル	双	二点
10 割烹着	枚	八点
11 前掛、エプロン	枚	二点
12 {事務服、衛生服、料理服、法衣、神官装束又は其の他の外衣}	枚	一六点
13 モンペイ	枚	一〇点
六 肌着及身廻用品類		
1 {長袖シャツ (ワイシャツ及開襟シャツを含む)}	枚	一二点
2 半袖シャツ、袖無シャツ	枚	六點
3 長ズボン下、長バツチ	枚	一二点
4 半ズボン下、短バツチ、ステテコ	枚	六點
5 {スウェーター、ジャケツ、ジャムパー (フーリツコートを含む) 編チヨツキジャージコート}	枚	二〇点
6 猿股 (パンツを含む) 褌	枚	四點
7 {コンビネーション、スリツプ (ベチコートを含む) シミーズ、女生着}	枚	八點
8 ブロース、ブルマー	枚	四點
9 肌襦袢	枚	八點
10 メリヤス製腰巻	枚	一二点
11 布帛製腰巻 (裾除を含む)	枚	八點

12 腹巻、胴巻	一枚	六點
13 胴着、羽織下	一枚	一六點
14 パジャマ、バスローブ	一枚	四〇點
15 パジャマ及バスローブ以外の部屋着	組	二〇點
16 手袋	双	五點
17 角巻	枚	一八點
18 肩掛、首巻（ネツカチーフ及スカーフを含む）	枚	一五點
19 半襟	枚	一五點
20 帯揚、抱キ帯、シゴキ、帯締、腰紐	本	一五點
21 ネクタイ	本	一五點
22 カラー、国民服襟	本	一五點
23 カフス	組	一五點
24 足袋（靴下足袋及足袋下を含む）	足	二點
25 靴下、靴下カバー	足	二點
26 学童用ソクレット	足	二點
27 ハンカチーフ	枚	一五點
28 袖	組	八點
29 袖口	組	一五點
30 涎掛	枚	一五點
31 寒冷シラス、腹当	枚	二點
七 運動用品類		

1 寝袋（シニラーフザック）	一枚	三六點
2 運動用シャツ	一枚	六點
3 運動用パンツ	一枚	六點
4 柔道着上衣、剣道衣	一枚	六點
5 柔道着股、剣道袴	一枚	六點
6 海水着	一枚	六點
7 水泳褲	本	一二點
八 家庭用品類		
1 敷蒲団、敷蒲団側、敷蒲団カバー	枚	二四點
イ長三尺五寸を超えるもの	枚	八點
ロ長三尺五寸以下のもの	枚	二四點
2 掛蒲団、掛蒲団側	枚	三六點
イ長三尺五寸を超えるもの	枚	一二點
ロ長三尺五寸以下のもの	枚	三六點
3 夜着（掻巻）夜着（掻巻）側	枚	五〇點
イ長三尺五寸を超えるもの	枚	一七點
ロ長三尺五寸以下のもの	枚	一七點
4 膝蒲団、膝蒲団側	枚	一二點
5 座蒲団、座蒲団側、座蒲団カバー、肩蒲団、肩蒲団側	枚	六點
6 掛蒲団カバー、ベッドカバー	枚	六點
イ長三尺五寸を超えるもの	枚	一五點
ロ長三尺五寸以下のもの	枚	五點
7 薄団襟カバー	枚	四點

品 目	単位数量	点 数
8 二枚続毛布	一枚	四〇点
9 一枚物布、膝掛毛布	一枚	一八点
10 幼児用毛布	一枚	一〇点
11 敷布	一枚	一〇点
12 風呂敷	一枚	四 点
イ 長及幅三六吋以下のもの ロ (長及幅三六吋を超え六〇吋以下のもの)	一枚	一二点
ハ 長及幅六〇吋を超えるもの	一枚	二四点
13 浴用タオル、手拭	一枚	三 点
14 湯上タオル	一枚	一〇点
15 縫糸	一〇匁迄	一 点
16 手編糸	一オンス迄	二 点

注 意

一、小幅織物で一反の長さ鯨尺三丈三尺を超えるものの点数は二十四点に三丈三尺を超える部分を二尺一点の割合で計算した点数を加へたものとします。

二、長さ三碼三分とか半米と云ふ様に一碼又は一米に満たない端尺の部分のある織物を買ふ時には、其の端尺の部分の点数は此の表に定めてある点数に、端尺の長さの一碼又は一米に対する割合を乗じたものとして計算します。此の場合一点に足りない端数の生じた時には之を一点として計算します。

例へば二幅織物三碼三分の端尺の部分〇・三碼の点数は $4 \times 0.3 = 1.2$ と計算し、端数を一点に切上げて二点、従つて三碼二分の点数は十四点 $4 \times 3 + 2 = 14$ となり、四幅物半米の点数は $10 \times 0.5 = 5$ と計算して五点となります。

三、左に掲ぐる衣料品で七、八歳向迄の子供用又は幼児用のものの点数は此の表に定めてある点数の半分です。但し一点未満の端数は之を一点として計算します。

兵児帯地、袷、下着、綿入、丹前、単衣、袷羽織、半纏、半襦袢、被布、兵児帯、袴、朝鮮服類、長袖シャツ、開襟シャツ、半袖シャツ、袖無シャツ、長ズボン下、長バツチ、半ズボン下、短バツチ、ステテコ、スウェーター、ジャケツ、ジャムパー、ノーリツコート、編チヨツキ、ジャージコート、猿股、パンツ、コンビネーション、ズロース、ブルマー、肌襦袢、布帛製腰巻、腹巻、胴巻、胴着、バジヤマ、バスロープ、手袋、角巻、足袋、靴下足袋、足袋カバー、靴下、靴下カバー、運動用シャツ、運動用パンツ、海水着

四、純絹織物又は純絹製品の点数は此の表に定めてある夫々の品物の点数の四分の一です。四分の一に当る点数が整数でない時には、一点に満たない端数は之を一点として計算します。例へば人絹小幅織物一反の点数は二十四点ですが、純絹小幅織物一反の点数は二十四点の四分の一即ち六点です。商店では純絹織物とか純

絹製品とか云ふ事を品物に表示して置きます。

五、表生地を差出して洋服の仕立を注文する場合（裏地、附属品等は洋服屋持）には此の表の一 絹織物の5表地の提供を受け洋服類の仕立販売を為す場合に於ける裏地及附属地の欄に定めてある点数に当るだけの小切符が要ります。裏地、附属地等を洋服屋持で古洋服の仕立置をする場合にも同様です。但し表生地を差出

こうした統制経済は戦後に持ちこされ、敗戦後の物資不足・経済不況の中で、物資購入に物品購入通帳が使用された。

町内会長殿

岐阜市役所

組 長 殿

昭和十七年二月一日

商第八二号

家庭用味噌醤油切符ニ関スル件

本日ヨリ味噌醤油ガ切符制トナリマシタ。就テハ二月分ノ切符ヲ御送付致シマシタカラ左記事項ヲ一般ニ周知セシメタル上交付御願ヒ致シマス。追テ徒来ノ証明ニヨル販売ハ一月末日限り廃止トナリマシタ

記

一 購入量ハ本月分ハ一人当リ味噌百「（ペン書）五十五」十匁、醤油三合「（ペン書）五」勺デアリマス

一 購入切符ハ人数ヲ「表式参拾」等ノ文字ニテ記入シ組長ノ

第六節 生活の統制

して七、八歳向迄の子供服又は幼児服を仕立てる場合は洋服屋が其の仕立に使つた裏地及附属地の点数に当るだけの小切符で宜敷いのです。

認印アルモノニ限り有効デアリマス

一 購入ハ二回又ハ三回ニ分ケテ買ツテ下サイ

一 輪送ノ関係デ入荷ガ遅レマスカラ急ニハ買ヘヌ場合ガアリ

マスカラ御承知置下サイ

一 手持ノアル家庭ハ切符ヲ交附セヌコト

一 販売店ハ校下別ニ定メラレマス（近日中ニ）カラ其ノ校下ノ中ノ最寄店デ買ツテ下サイ。販売店ニハ「味噌醤油配給所」ト表示サレマス

一 決シテ人数ニ虚リノ無イ様注意シテ下サイ

味噌醤油買受証明書

買受人住所

第五章 戦時下の鷺山

氏名	家族数	名
右相違ナキコトヲ証ス		
岐阜市	町内会	
町内会長	氏名	印
又ハ組長	氏名	
切取線		

各町内会長組長殿

岐阜市役所

商第八八号

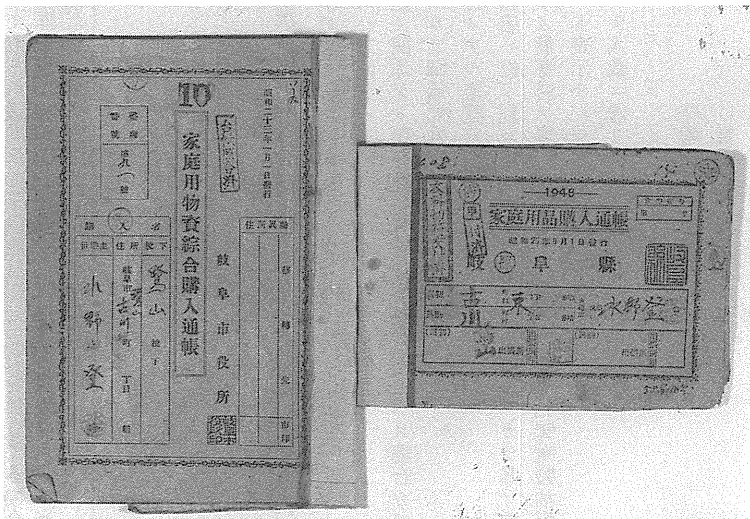
昭和十七年二月六日

家庭用小麦粉配給ニ関スル件

二月分家庭用小麦粉ヲ配給スルコトムナリマシタ。毎度御手数デアリマスガ左記事項ヲ一般ニ周知ノ上購入セラル様御取計ヒヲ願ヒマス

注意

- 一 小麦粉購入ニ際シテハ臨時配給品集成切符第貳号ヲ使ツテ下サイ
- 一 今回ノ配給小麦粉ハ屯人当リ参拾玖ヲ買フコトガ出来マス。但シ百匁ハ金拾貳錢デアリマス
- 一 購入ハナナルベク所属校下小麦配給所デ買ツテ下サイ。配給所ハ徒来ノ通りデアリマス
- 一 集成切符ハ各世帯ニ於テ 購入月日 品名 家族人員 住



戦後の家庭用物資購入通帳（水野ハル氏提供）

所 氏名ヲ記入シ認印ヲ受ケルコト

一 有効期間 昭和十七年二月九日ヨリ廿日マデ

一切符ヲ切取り持参スルト無効ニナリマス

その外に、米・野菜の生産農家には割当供出を、また一般家庭へも、例えば軍用梅干を町内割当で供出を強制したり、ヒマ採集（ヒマシ油をとるヒマの種子で飛行機の燃料等に使われた）を呼びかけたりもした。

また、昭和一七―一九年にかけては国債の購入割当や貯蓄推進の割当が、町内会単位に通達され、町内会の購入目標額・貯蓄目標額が示されて半強制的協力を迫ったのである。

第七節 戦時への訓練

鷺山村在郷軍人会 明治三七―八年（一九〇四―五）戦役後、全国的に兵役に服した軍人たちは、相互の連帯と修養鍛錬に力めて、軍人精神を昂揚し、一旦緩急に備えろと共に、一般国民の思想の善導に努めるべきであると、三九年ころから結団の声が起り、暫時その声が高まった。

やがて、明治四三年（一九一―）伏見宮貞愛親王を総裁に戴き、寺内正毅大将を会長に仰いで、一月三日天長節の佳晨を卜して発会式が挙行され、全国各地でもこの帝国軍人会の分会が組織され、同年一月五日一斉に発開式を挙行した。鷺山分団もこの日に誕生した。

その主な行事は、

一、入営者ニ対シテハ年々準備教育ヲナスコト。

一、入退営者ヲ送迎スルコト。
一、毎年一回ハ戦病者の追弔会ヲ行フコト。

- 一、毎年定期総会ヲ本村青年会ト合同シテ開催スルコト。
- 一、定期総会ニハ陸海軍將校ヲ招聘シテ軍人的講話及ビ訓示ヲ請フコト。

鷺山校下歴代在郷軍人分会長名

岩 佐 行 順	小 森 善 一
北 川 伊 太 郎	川 島 政 輔
北 川 甚 作	粥 川 仙 助
岩 佐 春 一	梅 田 眞 一
北 川 孝 一	栗 本 賢 市
高 瀬 太 吉	服 部 治 郎

かくて本村分会は創立以来幾多の事変に際し、分会長以下全員協力一致してよく銃後を支え、一旦緩急あらば軍人としての本分を果たした。

しかし終戦のため、昭和二〇年八月三十一日解散した。

軍事訓練（兵式教練） 青年学校では、その前身の青年訓練所発足（大正一五年）から、兵式教練が行われていた。勿論当時の中学校以上もこれを取り入れていた。

昭和に入って戦事色が深まるにつれ、訓練は厳しさを増した。

昭和一〇年（一九三五）青年学校令に基づく青年学校では、指導主事（小学校の訓導）の外に指導員（主に退役軍人や在郷軍人）が配置され、指導員が軍事教練を担当指導した。



帝国在郷軍人会鷺山分会旗
（平野豊氏提供）

服装や態度の点検も厳しいもので、帽子の被り方、ボタンのかけ方、脚半（ゲートル）の巻き方から、姿勢・態度・返事から報告・応答（複唱）まで訓練であった。

これが昭和一七年（一九四二）までは夜間教授・訓練であったが、以後昼間に実施となり、教科学習より軍事教練に重きをおくようになった。

時には、在郷軍人も加わり、数ヶ町村の青年が敵味方二軍に分かれて、戦闘さながらの大演習を行った（連合演習といつた）。その時は現役の将校が視察して講評するので、青年を指導する指導員も青年も真剣そのものだった。

その大演習に、現在の崇福寺から県営グラウンド一帯と鷺山の東裾くらいまで（当時は河川敷地で竹やぶだった）がよくつかわれた。

竹槍訓練 昭和一八〇九年ともなると、戦局は徐々に悪化し、連合軍の進攻が 日々に日本本土に向けられはじめる、婦人会（国防婦人会といつた）や女子青年団までに竹やり訓練が始まった。青竹（二・五呎ぐらい）で槍を作つて、敵が日本に上陸してきたら、この竹槍ではむこうというのであった。

学校の運動場の一郭に、杭棒を立て藁を巻きつけて藁人形とし、やはり軍人経験者が指導員で、「直突つ 突け」の号令で「エイ」「ヤー」と声を張り上げながら、真剣に訓練を受けていた。

防空と防火訓練 中華事変以後の戦争は近代戦に入り、陸海空共に機械力を駆使し、その性能を競って開発した航空戦によるところが多く、その活躍の度合いが戦果を左右した。

敵国の制空権を如可にして制圧するのである。悲しいかな日本は島国であり、資源・燃料は共に乏しく長期戦になるほどその消耗の増大と生産の減少が、日々にその戦局を悪化し、一八〇九年からは、日本本土上空の制空権が犯される

状態となってきた。

日本の民家が、木造建築の多いところから、軍事専門家等から、航空機による本土攻撃は破壊爆弾でなくて焼夷爆弾による焼き撃ち作戦が予想された。焼夷弾にも花火のように火を噴き出すものと、油脂系のものがあるからそのことを考えた消火訓練が必要であるということになって、焼夷彈落下火災の防火演習が、警察署と地域警防団（戦前の消・水防団）を中心に、各地区の隣保班（町内会）で行われた。

「爆弾火災も初期消火が大切」ということで、先ず家庭や隣保班で備えるべき備品を決め、その資材の斡旋^{あつせん}と作り方の指導、備品点検を、警防団員が担当して行った。家庭や隣保班で備えたつけた主なものは

- 1 各家庭の門口に防火用として大バケツか樽に水を満して備えおくこと。
- 2 スコップまたはシャベル・砂（砂袋）・麻袋か古むしろを備え置くこと。
- 3 竹竿で作った火叩き棒を備え置くこと。
（二、三メートルの竹竿の先に縄のれんをたばねてしぼりつけたもの）
- 4 隣保班では数個のバケツ（水運搬用）や砂袋・火叩き・麻袋かむしろ等を緊急使用



昭和19年4月9日伊奈波神社前岐阜市注水競技会で優勝した鷺山三東町隣組（北川巖氏提供）

が出来る場所に備え置くこと。

防火演習の実態 「○○方の屋根に焼夷弾落下！ 消火始め」の警防団員の指令が飛ぶと、隣保班ではバケツをもつて隊列を作り、防火用水の水源（防火池や川）からバケツリレーで消火活動を開始した。その競技会が全市の各地区對抗で行なわれた。また、「爆弾は油脂焼夷弾だ」と爆弾の種類を指示されると、それに適応した消火活動に切替えて、砂袋を運んだり、バケツの水を砂に替えてリレーしたり、麻袋・むしろ（水にひたして）を、落下地点と指定する場所へ覆いかぶせたり、その要領を練習した。

竹竿の縄のれんのはたきは、屋根上に火を噴き始める爆弾を叩き落したり、燃え上る初期の炎を水にひたしたのれんで叩き消す為に使うというのであった。

婦人会（当時国防婦人会）は婦人消防隊にもなれるよう、警防団によるポンプ操法（当時は人力に依る消防ポンプか小型動力のポンプが使われた）を訓練されたのであった。

鷺山小学校でも、昭和一〇年（一九三五）に既に少年消防隊が設置されていたので、高等科になると、ポンプ装法の訓練を受けて本番に備えた。

（当時の人力ポンプは、戦後もしばらく学校に保存されていた。）

防空演習と避難訓練 敵の本土攻撃は飛行機による爆撃である。

民間人としての防空は上空からの隠蔽^{いんぺい}か、擬装、そして燈火管制であった。

高層建築物・大きな家屋や工場は、擬装のためペンキなどで周囲の環境に合わせて、樹木・池・地面と保護色化したり、特に軍需工場は地下や洞窟に入るものもあったが、一般人は燈火管制である。

燈火管制は、総て不必要な外燈は全部消すこと、商店の看板燈・ネオン燈も最小限に制限し、特に「警戒警報発令」ともなると、屋外の電燈は全部消し、屋内においても雨戸を締め、電燈（当時は螢光燈がなかった）に黒い布を覆せ、夜間作業は最小限の光の中で行った。

「警戒警報発令」の訓練ですら、警察・警防団員が視察し、少量の光がもれても、その家庭では嚴重な注意を受けたものである。

また学校・会社は勿論家庭でも、ガラス窓には美濃紙など丈夫な紙で短冊形に切った紙を貼ることを指示した。

これは 爆撃による爆風でガラスが飛び散るのを防ぐためであった。

その他、敵機発見通報とか、指令の通報伝達の要領についても訓練された。

次ぎは避難訓練である。山麓や森林等の安全な避難場所があるところは、それを利用し、町では町内または近隣町内で協同の防空壕を設置することになり、「空襲警報発令」の指令で、まず病人や老人・子供・婦女子の順で優先避難する。また避難させる要領の訓練もした。

その時には 防空ズキンといって、木棉もめんの布に綿を入れた袋形の帽子を着用した。貴重品・救急用品、できれば少量でも食糧品（勿論携帯する食料などなかった）を入れた袋を携帯し、必ず身には住所・氏名札をつけること（当時は常時胸に付けていた）を実戦に即して訓練が行われ、嚴重な点検を受けた。

戦時下の服装は華美にならぬよう、男は国防色と言って黄褐色のつめえりの服、女子は主として紺の木綿地の上衣にモンペ着用が一般化され、必ず胸に住所・氏名を書いた布地札を付ける指導がなされた。

こうした防空壕への避難訓練も、町や地域住民の作った壕の強度では、直撃でなくても近隣落下の爆弾のために吹っ飛び、壕に避難したばかりに焼死した例もあった。

鷺山に爆弾落下はなかったが、岐阜市街に落下する爆弾の無気味な音・爆発音、身近な我家に落ちたかと思われる炸裂さくれつ音など、命の縮む思いに震えながら、空爆の通り過ぎるのを持つしかなかった。

岐阜空爆 昭和二〇年七月九日夜七時頃空襲警報発令と同時に、警防団幹部一〇名程岐阜市役所・鷺山支所へ集合し、いろ／＼と情報を見守りながら警戒に当たっていたところ、B 29爆撃機が飛来し岐阜市を焼夷弾爆撃するとの情報あり、私は鷺山へ登り山上より岐阜市上空を見守っていたところ、最初に岐阜駅附近を西から雨・霰の如く焼夷弾を投下。一瞬の内に火の海となり、近く早田・則武地内へと爆撃をして来た。私は東海三一四七四部隊より非常召集令状を受けて居り、「岐阜市内ガ爆撃ヲ蒙リタル時ハ速ニ忠節橋北詰ニ参着シ先任者ノ指揮ヲ受クベシ」との令状により、早速忠節橋北詰へ行った。忠節橋は無事であったので、それより命により次の集合場所岐阜市北野町岐阜県立岐阜高等女学校へ行く道中、市内は火の海にて通行は困難。そこで忠節橋南堤防を西へ行く。途中長良川堤防上又川原には、荷物を沢山かかえた人が大勢避難して居り、通行出来ない程であった。

集結後、本郷校下附近の焼跡の整理する任務を受け、目的地へ向かった。道中多くの難民の方が顔や手・足に傷を受け血を流し私達に「兵隊さん救けて下さい」と手を差出して救助を求めたが、目的地へ早く行く任務があったので、そのまま通り過ぎた。実に悲惨な姿が今でも目に浮かんでくる。目的



出征家族宅慰問の女性団体（桑原芳夫氏提供）

地へ着いた。一面焼野原で、まだ煙が出ていた箇所もあった。まず最初に道路上の焼残り木材・電線・トタン板・金物類を除去し、道路が通行出来るよう除去作業をした。

いたる所で時々竜巻が起き、五〇―六〇呎もトタンなど巻き上げ、非常に危険な想いであった。

最後の集結場所柳ヶ瀬通りと金神社の中間に雑木林で広い箇所があった。ここが焼死体を集める場所で、救護班が焼死体を担架で運んで来た。頭の毛や着物は燃えつくし、黒い地蔵さまのような姿であり、真に生地獄の想いをした。

(栗本賢市氏談)

炎上する岐阜市街

昭和二〇年七月九日夜半岐阜市の上空をB29爆撃機七一機が飛来し、焼夷弾爆撃を行った。空襲は翌一〇日午前二時ごろまで続き、焼失戸数二万〇四二七戸・罹災者八万六一九八人・死者八六三人・負傷者五一五人という大きな被害を受け、一二日夜にも第2回目の空襲を受け、前回と合わせて市全戸数の五二割の家屋が焼失した。

国防婦人会の活動 戦時下、総ての国民が挙国皆兵の立場で各々の任務を担当して、戦争遂行に務めることが求められ、家庭の主婦



昭和12年10月21日 武運長久祈願のため伊奈波神社へ 鷺山国防婦人会
(加藤実氏提供)

である婦人も、国防婦人会という組織に入り、その責務を果たしたのである。

昭和の初期は平穩無事の時代で、家庭の主婦である婦人は、教養と親睦扶助を目的とした婦人会であったが、戦時に入ると国防婦人会と改稱して、戦時に適応する活動が中心目標となってきた。

昭和十一年、全国の婦人会を総括する大日本国防婦人会が結成された。

大日本国防婦人会は、都道府県に本部、市町村に支部、各地域に分会を組織した。

鷺山の場合は、大日本国防婦人会岐阜地方本部に隷属し、鷺山校下内を統制区域とし鷺山分会と称した。

会則を設けて、その事業を推進した。

目的を本会は拳国皆兵の精神に基き、日本伝統の婦徳を愈々發揮し、日本婦人として護国の大義を實踐履行し国防上銃後の力と為るものとす。として、次の事業を行うと決めた。

一、心身共に健全なる子女を教養し以って護国の任を遂行する。
二、兵役に服する夫・子・兄弟に対し、精神的にも物質的にも後顧の憂のないよう家事を整える。

三、一旦緩急ある場合に善処する為、必要な精神的教養及び訓練を遂げさせ、家庭経済も確立して日本経済に寄与する。

四、皇軍將兵に対し婦人としての後援の誠を致すこと。
五、傷病軍人及其の家族、戦病死者遺族並に皇軍將兵の家族に対し、母性愛を基調とする慰恤の誠を致すこと。
六、これ等の外、国防思想の涵養、会員の一致和偕等、本会の目的を普及達成に務める。

昭和十一年代の前半は戦時への生活改善活動や勤儉貯蓄運動の推進等と、出征軍人及び戦病死者の遺家族の慰問や奉仕、傷病軍人の見舞い、戦場に送る慰問文・慰問袋の調達や作製、出征兵士に送る千人針作り、日の丸の寄せ書き作りへの協力であった。やがて、入営出征軍人が日毎に増加する中、見送り、英霊の出迎えと町葬等の世話に参加も、また男手不足に伴う地域の奉仕活動や警備活動(夜廻り等)まで婦人会活動になった。後半期には隣保班活動の中心となっ

て防空・防火・避難訓練にはその主役的役割を担当して活躍した。

中でも、防火隊のバケツリレーや、消防ポンプ装法演習、軍事教練として竹槍訓練にも活躍したものである。

岐阜市銃後奉公会 国防婦人会は岐阜市銃後奉公会（昭一八）という市民組織の会に融合一体化され、軍事援護活動は倍加したが、一億一心齒を食いしばって頑張ってこられた。

昭和一八年四月には、岐阜市銃後奉公会が結成された。

これは、国民皆兵の本義と隣保相扶の精神に基き、挙郷一致兵役義務服行の準備を整うると共に、軍事援護の実施に当り、益々義勇奉公の精神を振作するという目的で、岐阜市民を以って組織された。

その事業は、

一、兵役義務心の昂揚。二、隣保相扶の道義心の振作。三、兵役義務服行の準備。四、現役又は応召軍人軍属若は傷痍軍人並に其の遺族・家族の援護。五、労力奉仕の他家業の援助。六、弔慰。七、慰問、慰藉。八、犒軍。九、祈願祭・慰霊祭の実施。一〇、在郷軍人会・傷痍軍人会の事業援助。二、軍事援護相談所の経営。三、軍事援護思想の普及徹底、を挙げ、市民こぞって軍事援護に邁進したのである。

出征軍人の歓送迎と英霊の出迎えと葬儀 国民皆兵の戦時中にあつては、戦場に赴く兵士は、国民の身代りであり国の御楯であつた。どんなにかけがえの無い身内でも、近親や親族・友人達は祝入營・祝出征とその壮途を祝して幟（のぼり）を贈り、また町内会や部落では、歓送門を作ったり、日の丸の小旗を準備して、出征の日を待つのであつた。

出征の日は、町内会各戸必ず一名以上が出征兵士の宅に集まり、町内会長や市派遣の軍人係の先導で氏神へ参拝し武運を祈願する。氏神には校下各地区からの一般見送りの人々や、学童・青年団・国防婦人会がつめかけて、送別の式が

行われた。

市町村長代理・町内会長等の挨拶、出征兵士の別れのことばと万歳が終わると、見送りの全員は日の丸の小旗を振って、蟬の東の、昔の村はずれまで送るのが常であった。

出征の兵士の入隊部隊が近くの岐阜聯隊であったとしても、一般や家族の見送りは宮門まで送ることを禁じていたのである。

兵士の入隊の日がきまると、国防婦人会や女子青年団の人達が出征兵士のために千人針や武運長久の日の丸の寄せ書きに奔走したものである。

次に、兵役を終わり、また召集が解除となって帰る軍人がある時は、平時の時は家族と近親者だけで迎えたが、満州事変から上海事変と戦争が繰り返えし展開されるようになった昭和七、八年ころからは、凱旋といって、戦いに勝ち、従軍解除で帰られる軍人には、出征時の見送りと同じく、町内や地域の人々がこぞって出迎え、その無事を祝福したものである。

ところが、戦いはその勝敗にかかわらず、戦死者を出さずにはおかない。特に日華事変以後は大激戦につぐ大激戦で、戦病死者・負

第七節 戦時への訓練



東正木の梅田大尉の村葬（梅田彰氏提供）

傷者を多くしていった。

元氣に出征して行つた我が父・我が夫・我が子が、遺骨となつて故郷に帰つてこられることが多くなつたのである。国としても国の為に命を捧げられた英霊に対し、その帰還及び帰還後の葬典等につき指令した。即ち町民挙つて英霊に弔慰を捧げるものとして、遺骨帰還には、地域住民は各戸毎に半旗を掲げて出迎えをする。また葬儀は市町村の公葬として取り行ふ等を決めた。全国の総ての市町村は、地元出身の戦病死者の英霊を迎え、公葬をもつて盛大に葬典を執り行つた。

式典には、軍関係として上級将校が代表して参列、戦没者への叙勲を行い、式辞を捧げてその戦功を称え、愈々銃後国民の戦争遂行に尽忠報国の誠を捧げよとの訓辞で結ばれた。

涙にくれる遺族、立派に飾られた祭壇を囲むように、在郷軍人や青年団員が完全武装をして「付け剣（銃に剣をつける）」の凛々しい姿で儀仗兵として立ち、拝礼には「捧げ銃」と軍隊式で、一般は静かに拝礼また合掌した。

その時、英霊に捧げられる荘重なラッパ吹奏は、厳粛の中に胸にあついものを込み上げさせて止まなかつた。

第八節 忠魂碑と遺族会

忠魂碑の建設 国難に立ち向い、国に殉じた戦争の戦死病者を顕彰し、慰霊する思想は、日本だけのものではない。日本に於ては明治以来度び重なる戦役に尊い命を国の為に捧げられた方々を、村や町は勿論在郷軍人会等が中心となり、その御霊を弔い、その勲を顕彰する忠魂碑の建立が各所で行われた。

鷺山でも、昭和二年（一九二七）村住民及び在郷軍人会に建立の意気が盛り上り、その実現の運びとなった。

忠魂碑の建立を実現するため、忠魂碑建設委員会を設けて検討された。

碑柱・地盤作りその他建立のための諸経費は、村民及び有志の浄財によることが出来るが、設計・施行の技術者の選考が問題となった。一般的に砲弾形の碑頭とし、方形の碑柱にするとしても、碑柱や土台に工夫をこらした立派なものを作りたい。こうした願いも重^{かさ}なつて、より施行者の決定をむずかしくした。

村内には、秀れた左官技術者は大勢いたが、その中でも下土居の川島延右エ門（現存上土居に生存の神谷延右衛門氏）が誰もが認めるその道の権威者であることから、建設委員会でも氏をおいて外にはない。是非氏に願おうと言うことに決まった。

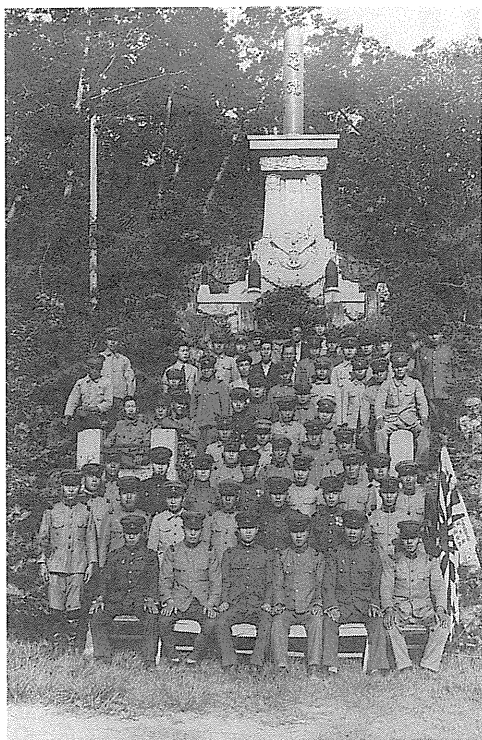
ところが、昭和二年当時、氏は現役兵として歩兵第六十八聯隊に兵営生活中であつた。これでは、氏が建立の仕事に携わることとはとても無理だろうという杞憂^{きう}はあつたが、この仕事の出来る技術者は他にない。この事情を軍に請願し建設期間なんとか氏の仮休帰省許可を願ひ出ることにしようということになった。

早速請願の対策が検討された。幸に、地元出身で軍医の毛利少佐（下土居の岩佐家の出身で、後に少将に栄進される）が六十八聯隊におられたので、川島氏の仮休許可に口添えの協力を願ひ、川島氏の直屬上官である箕浦中隊長に請願することになった。先づ筆頭に当時村長の神野令・在郷軍人分会長の川島政輔・岩佐春一・北川甚作・小森松太郎に、鷺山尋常高等小学校校長川島浅衛が代表となつて、六十八聯隊に赴き、鷺山村に忠魂碑建設の運びとなつた経過と建設工事担当に、その道にかけての秀れた技術者である川島延右エ門の一時仮休の便宜を請願した。

仕事のための仮休は、軍隊としても珍らしいことであつたが、ことが忠魂碑の建設であつたので、特別の計らいで、

毎週の日曜日に一時仮休が認められた。そこで地元の森井泰一を始め、在郷軍人の人々が協力応援して、約二ヶ月をかけて竣工できたのである。

(註) 軍隊といえども、日曜日は訓練・演習・教育は休みで、兵隊は休息と身のまわりの整理(洗濯・つくろい)をする日である。そのため一旦軍隊に入ったら、兵の間は、兵営から外に出て泊ったり生活したりは出来なかった。一般兵が休息や身の回りの整理をする日曜日に限って仮休を認めたことは、如何に軍隊が厳しかったかを物語るものである。



昭和12年7月10日当時の忠魂碑 (栗本賢市氏提供)

こうして、昭和二年の秋、現在の農協事務所西広場(当時は鷺山の北裾でその高台)にその竣工をみた。

当時の忠魂碑は、碑頭を砲弾形にし、碑の胴体部は方形の碑柱であるが、上部には見事な彫刻的模様が浮き彫りされ、台座の正面には鷹が羽搏く飾りが、忠魂を護り羽搏くように刻まれ、碑全体をささえる土台には、砲弾に鎖をつけてとりまき、尚高台敷地に石柱を並べて更に鎖によって取りかこむという、威厳のあるしかもモダンな忠魂碑であり、近郷

では見られない素晴らしいものであった。

川島氏の日曜日毎の仮休の日、また、ダンプカー・ショベルカー・動力のセメントミキサーなど機械力が使えなかった時代、人力による敷地づくりや、セメント練り、まして碑柱上の砲弾型の碑頭の持ち上げもクレン車はなくその苦勞も大変なものだったと思われる。

あの砲弾形の碑頭に輝く「忠魂」の文字は、下土居安養寺第一五代住職行順の計らいで、浄土真宗大谷尊由（氏は後に拓務大臣として入閣された）に揮毫を願ったものである。

また、方形の碑柱の「七生報国」の文字は当時の陸軍少将伊豆凡夫の筆になる。

伊豆凡夫は明治十九年（一八八六）六月の陸士卒で、同四二年一月少将に任官して予備役となられ、昭和十九年八月三日死去されている。

このように、総工費九二九円四五銭をかけ、昭和二年念願の忠魂碑が村民の情熱と関係者の努力によって忠魂碑となつて竣工した。

忠魂碑が竣工してからは、在郷軍人が主体となって維持管理し、また各種団体の清掃奉仕の協力もあり、毎年三月一日の陸軍記念日には、忠魂碑前に集まって慰霊祭を挙行し、戦死者の冥福を祈ったのである。

忠魂碑の移転 時は移り、昭和二十一年（一九四六）一月一日、内務・文部両次官の通牒をもって「学校敷地内に建造する総ての忠魂碑・慰霊塔の類を撤去するように」との通達が発せられた。これは言うまでもなく敗戦国日本を占領統治する軍政部の指導で、「公用地の使用、まして教育を掌る学校に、軍国主義の象徴である忠魂碑・慰霊塔があつてはならない。」ということにあった。

これにより、当時殆んど学校の敷地内に作られていたために、撤去の止むなきに至ったが、幸い鷺山では鷺山の北山裾（現鷺山農協事務所西端）にあり、通牒による撤去は免がれた。

その後、昭和四十六年（一九七一）に県道「稲富―岐阜線の道路拡巾工事のため、余儀なく解体移転しなければならなくなり、移転費一五〇万円をかけて、正木地内の白山神社の境内敷地内に移転し、現在に至っている。残念なことに、昭和二年当時の方形碑柱裾四ツ角の鷹の羽搏きの飾りは、移転工事の際崩壊して再現されなかった。

ところで、昭和二十六年（一九五一）講和条約が成立し、六年間の占領政策から抜け出して漸く日本も独り立ちの自由を取りもとした。

そこで、一時取り壊し取り払った忠魂碑や慰霊塔が随所で再建されるようになった。また、地域の遺族会は勿論、広報会・各種団体からも、慰霊祭を挙行してはの聲が盛り上り、鷺山校下でも毎年四月の第二日曜日を忠魂碑慰霊祭の日と定めて、遺族を招待して神事で慰霊祭を行っている。

戦前の遺族 日清・日露戦争、シベリア出兵、満州事変、日華事変に第二次世界大戦（これを大東亜戦争また太平洋戦争ともいう）と、日本は明治以来幾度かの国際紛争によって、数多くの同胞が国の為にと、父母・妻子・親族と別れ、故郷を後にして異国の地に尊い生命を捧げた。

再び帰らないこの数多い英霊には、ひたすら武運を祈り続けた多くの肉親家族が残されたわけである。

平時でも軍事保護が確立していた我が国では、国家も必要な施策を行い、戦時下にあつては戦没者遺族に対する援護の方途に万全を期していた。

昭和十三年（一九三八）には恩賜財団軍人援護会が設立し各都道府県にはその支部がおかれた。同年四月には、傷病

保護院の官制が布かれ、翌一四年には拡大改組されて軍事保護院となって、軍事援護の事業を統轄した。こうして、戦没者の遺族、傷病軍人、並びに出動軍人の家族に対する物心両面にわたる援護は遺漏なく行われていた。

そこで、遺族たちは、明治以来国に殉じた親族が靖国神社に神として祭られて国民の崇拜を受けられることが、心の支えとなり、周囲の総ての国民に軍事援護の思想が普及徹底していて、この遺族家庭を「誉れの家」として尊敬し協力をおしまなかった。

ところが、昭和二〇年（一九四五）八月一五日の敗戦によって事情は一転した。

戦後の遺族 敗戦国「日本」の政治は、進駐した連合軍の軍政下におかれることになり、占領政策が実施された。

軍事保護院は二〇年一月一日で廃止となり、厚生省に移管されて、性格を一変し、軍人援護の特別扱いが受けられなくなった。さらに、同月一五日の「神道指令」で、国家神道に基く靖国神社は認められず、今後は遺族の自主運営で維持管理することとなった。

そうすると、国民の崇拜の的であった靖国神社も「護国の母」「誉れの家」として尊敬された遺族も形骸化（けいがい）してしまった。

遺児を抱えた若い戦争未亡人や、後取り息子を国に捧げた老父母だけの遺族は、国からの援助も意にまかせず、塗炭の苦しみに落ち込む家庭も少なくなかった。

こうした社会情勢の中で、遺族会の連帯も「好ましからぬ団体」として認められなかったが、せめても地域隣人の愛に支えられながら、また遺族達の固い連携を大切にして窮乏の戦後を必死に生き抜いてきた。

県・市及び鷲山の遺族会 戦時中は、国民皆兵とあって、軍事援助が国を挙げての国策であった。だから戦死者の遺

族は、物心両面に支援と尊敬を受ける立場にあった。

ところが、昭和二〇年、大東亜戦争の敗戦は、国政を一転した。軍政部からの神道指令は、遺族の誇である「靖国の母」「靖国の家族」を途炭の淵に落とし入れ、昭和一三年以降の国からの援護、頼みの綱とする助成金も打ち切られた。国に召され、国に殉じた家族が、全く顧られなくなったのである。

そこで、なんとか遺族が手を取り合って英霊の願いに報いるためにも、遺家族が今後慰霊しながら生き抜くためにも、結束が大切であるとの声が挙げたが、これまた、軍国主義の象徴で「好ましくならぬ団体」として許されなかったが、遺族から「遺族会結成」の声が盛り上ってきた。

かくて遺族会とは言わないで「大乗会」と称し、県下の遺族統一が計画され、県下全域に大乗会を育てることになった。昭和二二年（一九四七）岐阜県大乗会という遺族団体を結成した。

昭和二四年（一九四九）になると、遺族の集まる大乗会を発展的に解消し、厳然と遺族会と名のるべきでないか、の声が上り、岐阜市は同年三月、岐阜市遺族連合会を結成した。

当時、中央に日本遺族厚生連盟ができていたので、県も岐阜県遺族厚生連盟と名乗り、その傘下で全国運動に参加していた。

県下各地で名称もまちまちであったので、全県統一に時間もかかったが、昭和二六年（一九五二）八月四日、岐阜県遺族連合会が結成され発足の運びとなった。

即ち遺族結束の理由は

一、 遺家族の身分保証

- 二、 戦争犠牲者に公正な社会補償制度の確立とその実現
 - 三、 温情のある援護とその指導
- 等の活動を推進するためであった。

岐阜県遺族連合会は、昭和二六年八月に発足したが、戦後の経済状態や、住宅難に伴う人の流動、市町村合併、住宅地の造成等で、県下の遺族実態の把握が至難を極め、実態調査を計画してから二九年九月までかかって完了したという。その後の主な活動

- 一 慰霊塔建立の請願
- 一 戦没者への公務扶助、遺族年金支給請願
- 一 昭和三二年三月、県未亡人会開催
- 一 遺児救済、身元保証制度の確立等

鷺山地区も昭和二三年ころより、岐阜市の住宅地（ベットタウン）として清洲町から西に向って徐々に市営住宅が建設され、外地からの引揚げや、各地からの転入者で、一気に人口を倍増した。だから入居者の中に、戦争未亡人を含め、戦死者の遺族も数多くいられた。

鷺山遺族会書類（表紙裏記入より）
昭和二七年一月現在 遺族数調べ

鷺山	二八	正木	三二
南正木	一四	下土居	九
住宅	五四	合計	一三七
昭和二七年一月現在	役員人名表		
会長	神野 令		

婦人部長 今尾 信子
同副部長 高木 晴
連絡委員 下土居 川島崑次郎

鷺山	向井樫四郎
〃	平野 栄一
〃	粥川 幸造
〃	森田たつの

第五章 戦時下の鷺山

正木	川島	甚松
"	梅田	甚蔵
"	白木	重吉
"	北川	伊太郎
南正木	山田	善作
白鷺町	西垣	一左
清洲町	松波	宗一
古川町	河崎	泰次
玉川町	川村	礼三

(鷺山遺族会書類)

(例)

戦病死者 遺族調(戦中のもの)
和紙大に印刷、遺族が記入する。

戦病死者	戦病死者
陸軍歩示少佐	從六位 勲四等 鷺山太郎
功四級	大正〇年〇月〇〇日生
経歴	昭和〇〇年〇月〇日 死亡年月日
死亡場所	中華民國〇〇省〇〇県

死亡原因	墓 地	略 歴	遺 族	続 柄	父 母 妻	原 籍	現 住 所	家計ノ状況
戦死	鷺山〇〇〇番地	昭和〇年〇月〇〇中卒 昭和〇〇年〇月陸士卒 〇〇年〇月少尉ニ任官 〇〇年〇月中尉ニ任官 〇〇年〇月大尉ニ任官 〇〇年〇月聯隊副官 〇〇年〇月陸軍少佐	遺族	名	鷺山良作 " は な 〇〇年〇月 〇〇年〇月 〇〇年〇月	岐阜市鷺山〇〇番地	右ニ同ジ	一、家庭状況 昭一八調 普通 二、生計状況 昭一八調 中上位 三、救護の要 昭一八調 ナシ

前記形式の印刷用紙に、遺族または調査員が記入されたもので、特に家計状況の欄は、一、家庭ノ状況、二、生計ノ状況、三、救護ノ要否が書き込まれて、昭一八調の文字があり、表紙裏に昭和一八年五月一九日査閲了 査閲官 陸軍中佐 溝口正夫印（溝はスタンブ印不鮮明のため判読による）があり、その後も昭和二〇年度の戦死者と同遺族の記録もあることから戦中に戦死公報が入る毎に作られたものと思われる。

その後の遺族調査は次の通り。

昭和二二年一〇月五日現在として、

岐阜市役所名入りの和野紙を使って、一部は遺族名のみのもので、一部は戦死者名・戦死場所まで記入したものがある。

昭和二七年九月（調査期日明記なし、欄外のメモから）

岐阜市役所名入りの洋野紙に遺族名・町名の記入されたものと、軍階級・戦死場所・年月日・戦死者名・町名・遺族名に分けて記入したものがある。

昭和三七年一〇月二〇日現在調査表

形式を謄写印刷で指定した藁半紙（B4大）で一枚、各遺族が記入提出したもの。

（形式）岐阜市鷺山校下遺族連合会々員名簿

一、戦没者の調査事項

戦没者氏名・戦死年月日・戦死場所・世帯主との続柄

二、遺族の調査事項

英霊との続柄・遺族氏名・職業・現住所

その他の調査事項

1 正会員……岐阜市遺族連合会々員として県及び市遺族連合会に年額七拾円の会費を納入しているもの。

2 準会員……岐阜市遺族連合会々員としての会費は納入していないが、遺族援護施策の増進等のための運動には協力している者。

3 鷺山校下遺族親睦会員……鷺山校下遺族会員として会員相

互の親睦を深めるとともに英霊の追弔法要を執り行い、御英霊の崇高なる遺芳を千載に語りつたえる目的で毎月参拾円の親睦追弔会費を納めている者。

右の123は該当に○をつける。
以上、三回の遺族調査が行なわれている。

昭和二七年度鷺山遺族会結成から昭和三〇年初期まで、神野令が会長であったが、氏が長良校下に転出されたので、その後を正木の山田善作が引き続がれて、遺族会育成に務められたが、昭和四〇年死去され、当村の青年部長 高木敏朗（若水町）が継承され、現在に至っている。

鷺山遺族会役員（昭和六二年度現在）

会長	若水町	高木敏朗	〃山手	白木初江
副会長	正木二	後藤ちず子	正木中	北川花子
婦人部長	鷺山二	森瀬と志子	〃北	小田島政子
青年部長	清洲町	高橋爽	下土居	原松代
連絡員	南正木	大野なつ子	鷺山一	森崎まさゑ
	千草町	藤沢ふみゑ	清洲町	高橋澄枝
	緑ヶ丘	高木晴	古川町	江崎咲子
	正木二	後藤ちず子	玉川町	田中芳子
			蟬	矢島和子

現在の主な活動

- 一、遺族援護（年金・弔慰金・老人や未亡人救済等）増強要求の県・市活動に協力。
- 二、戦没者慰霊行事に協力、国・県・市・校下（鷺山では春秋二回）。
- 三、遺族の連帯と親睦の行事参加。

鷺山地区でも、毎年とはいかないが、親睦旅行・会食会も行っている。

鷺山校下戦歿者名簿

戦役名	戦歿者	遺族名	住所
西南の役	川島安右エ門	川島松生	下土居西
日清戦争	白木米吉	白木勇	正木山手組
日露戦争	森田彦作	森田剛敏	鷺山二丁目南
"	北川駒吉	北川藤七	鷺山三丁目
"	森田彦作	森田良一	鷺山蟬
"	矢島仙八	毛利志げの	"
"	矢島伊三郎	矢島進	"
"	南谷貞作	南谷定司	正木二丁目
"	山田嘉市	山田清	南正木
"	山田銀次郎	山田憲作	"
"	山田勝三郎	山田正好	"
"	桑原藤作	桑原兵一	正木北組
シベリア出兵	粥川権右エ門	粥川信夫	鷺山四丁目
満州事変	高井一郎	高井道夫	鷺山蟬
日支事変	粥川秀雄	粥川芳男	鷺山三丁目
"	高井馨	高井道夫	鷺山蟬
"	向井権次	向井拙三	"
"	向井一雄	向井礼一	"

戦役名	戦歿者	遺族名	住所
"	粥川準一	粥川幸造	鷺山四丁目
"	広瀬貞一	広瀬満	"
"	平野啓作	平野啓一	鷺山一番町
"	市橋貞雄	市橋好一	鷺山北野町
"	粥川義元	粥川新一	鷺山蟬
"	高橋伊作	高橋久二	正木明知町
"	梅田定男	梅田真一	正木中組
"	北川鶴吉	北川弘	"
"	神山繁	神山幸一	"
"	森真一	森せつ	鷺山緑ヶ丘
"	高木一市	高木敏朗	鷺山若水町
"	中島信義	中島蓮子	鷺山古川町
"	高島良信	高島善三	鷺山古川町
"	矢島一雄	毛利志げの	鷺山蟬
大東亜戦争	神山源松	神山志げ子	鷺山一番町
"	森崎太平	森崎良一	"
"	平野竹一	平野岩雄	鷺山北野町
"	橋本安太郎	橋本ふさ子	鷺山一番町

戦役名	戦死者	遺族名	住所
大東亜戦争	山田玉市	山田茂	鷺山草平町
"	田原寿	牛島愛子	"
"	森崎文一	森崎丈一	鷺山北野町
"	森田春雄	森田剛敏	鷺山二丁目南
"	森田保雄	森田剛敏	鷺山二丁目南
"	森田秀雄	森田剛敏	鷺山二丁目南
"	森田義雄	森田正一	"
"	森田幸靖	森田笹雄	"
"	森瀬権竹	"	"
"	森瀬義美	森瀬進	"
"	森瀬武夫	森瀬宏	"
"	森瀬善郎	森瀬よし子	"
"	平野敏雄	平野はる	"
"	皆吉一栄	皆吉菊枝	"
"	森田幸男	森田準一	"
"	曲刈 熙	曲刈さだ子	"
"	曲刈文治	"	"
"	杉山武雄	林英雄	"
"	武藤建治	武藤安枝	"
"	矢島正憲	矢島鶴圓	鷺山四丁目

戦役名	戦死者	遺族名	住所
大東亜戦争	加藤信雄	加藤みる子	鷺山四丁目
"	森崎国夫	小森善次郎	"
"	高井銀一	高井道夫	鷺山蟬
"	宇留野幸一	宇留野一栄	"
"	森崎道雄	小森善次郎	鷺山四丁目
"	国枝貞一	国枝 譲	"
"	国枝孝男	国枝修一	"
"	矢島光雄	毛利志げの	"
"	矢島清	"	"
"	川島正松	川島誠一	下土居東
"	岩佐辰二郎	岩佐甚一	"
"	毛利 豊	毛利松枝	"
"	毛利 勲	"	"
"	岩佐 実	佐藤富美	"
"	車 治夫	車 建一	上土居仙古
"	深尾富夫	深尾もと	"
"	成沢 孝	成沢登志	"
"	神野一郎	神野慶一	長良楠町
"	岩佐隆一	岩佐元一	下土居西
"	川島嘉文	川島式子	"

大東亜戦争

正木山手組	川島康文	川島進	堀越幸藏	佐藤由夫	佐藤桂一	佐藤清	小田島秀教	北川房太郎	栗本友吉	白木正夫	白木準一	小原義夫	高橋又三	川島鶴吉	川島伍作	北川照雄	幸原利雄	佐藤甚市	佐藤忠市	徳永新治	梅田勇	佐藤房夫
川島式子	川島幸三	堀越定有	北川多平治	佐藤朝男	佐藤軍治	小田島隆昌	北川潤	栗本一郎	白木勇	白木勇	梅田隆	高橋惣七	川島実	川島武	北川多平治	幸原勝	佐藤博司	〃	徳永和一彦	梅田真一	佐藤辰夫	
下土居西	〃	〃	正木山手組	正木北組	〃	正木明和町	〃	正木北組	正木山手組	〃	〃	〃	〃	正木光陽町	正木山手組	〃	〃	〃	正木北組	正木中組	〃	

大東亜戦争

桑原茂夫	北川祐二	北川松太郎	向井好	神山国一	北川正雄	川島治郎	高橋誠一	栗本実	佐藤正直	堀仲一	高橋幸一	後藤賢一郎	山田良一	山田進	山田節雄	山田準一	山田勲夫	大野繁一	神山竹次郎	神山勇	山田正利
桑原信	北川弘	〃	向井康	神山幸一	北川高明	川島義雄	北川清	栗本勇	佐藤重雄	堀房雄	高橋次代	後藤ちず子	山田一郎	山田定雄	山田実太郎	〃	山田正己	大野なつ子	神山正一	神山義雄	山田正一
正木中組	〃	〃	〃	〃	正木一丁目	〃	〃	〃	〃	長良福光柿の木町	正木二丁目	〃	南正木	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	則武若竹町

戦役名	戦死者	遺族名	住所
大東亜戦争	山田三郎	山田 弘	南正木
〃	宮田節男	宮田 ふみ	則武若竹町
〃	山田 弘	山田 善彌	正木二丁目
〃	吉田正義	吉田と志	鷺山清洲町二丁目
〃	平下吾一	平下薫松	鷺山清洲町二丁目
〃	渡部昭二	渡部正男	〃 三丁目
〃	太田智広	太田とわ	〃 〃
〃	井口梅夫	井口秀夫	〃 〃
〃	野村正次	野村喜一郎	〃 〃
〃	藤田俊隆	藤田 なつ	〃 〃
〃	松波和郎	松波勇剛	〃 〃
〃	高橋幸一	高橋澄枝	〃 〃
〃	矢上弓夫	矢上文右エ門	鷺山本通り一丁目
〃	森田義雄	森田 正一	鷺山向井町
〃	西尾貞義	西尾とみゑ	〃 〃
〃	村瀬貞夫	村瀬 薫	鷺山清洲町四丁目
〃	小野一男	小野伝吉	〃 〃
〃	小野義男	〃	〃 〃
〃	加納芳一	加納 潔	〃 〃
〃	加納 巖	〃	〃 〃

戦役名	戦死者	遺族名	住所
大東亜戦争	若井七老	若井みつゑ	鷺山清洲町二丁目
〃	中村荒二	中村虎太郎	〃 〃
〃	山内 清	山内喜活	〃 〃
〃	橋田正義	橋田小免猪	〃 〃
〃	松井 卓	松井 薫	鷺山古川町
〃	河崎 孝	河崎咲子	〃 〃
〃	矢島久良治	矢島ツル子	〃 〃
〃	宮部忠平	宮部繁由	〃 〃
〃	森川重一	森川 巖	鷺山白鷺町 55年転出
〃	西垣一正	西垣千代子	〃 〃
〃	杉山重太郎	杉山 治一	〃 〃
〃	豊田清二郎	豊田寿美子	〃 〃
〃	佐藤八郎	〃	〃 〃
〃	村瀬貞雄	村瀬 稔	〃 〃
〃	石井 巖	石井 ナツ	〃 〃
〃	森山三郎	森山次郎	鷺山西古川町
〃	杉島長吉	杉山才次	〃 〃
〃	前田武司	藤吉サト	鷺山若水町
〃	前田秀司	〃	〃 〃
〃	山田文雄	山田 好一	〃 〃

転出

大東亜戦争											
原	米蔵	原	孝人	鷺山若水町							
原	裕郎	原	〃	〃							
林	秀夫	林	明正	〃							
田	中正人	田	中芳子	〃							
川	島木芳	川	島順一郎	鷺山本通り三丁目							
安	藤安雄	安	藤源吾	鷺山玉川町							
菅	沼正義	菅	沼わき	鷺山白鷺町							
川	村新三	川	村清子	鷺山玉川町							
島	田明	島	田弥学	鷺山月見町							
毛利	数男	毛利	慶三郎	鷺山緑ヶ丘							
安	田正男	安	田たつ	〃							
野	原秀夫	野	原初枝	〃							
岩	瀬秀太郎	岩	瀬実	〃							
小	島敏男	小	島博康	〃							
郷	健一	郷	はま	〃							

大東亜戦争											
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
島岡九市	中川康平	中島嘉一	高橋覇男	藤沢邦明	伏屋賢三	安藤治郎	小川浩	杉山柳一	篠田実	篠田泰三	藤原善蔵
堀武彦	中川和行		高橋ひる枝	藤沢フミエ	〃	伏屋昭一郎	松下淑子	杉山志げ	〃	篠田幸男	藤原守
鷺山本通り三丁目	鷺山三丁目	鷺山緑ヶ丘新町	〃	鷺山千草町	〃	〃	〃	鷺山若草町	新町	新町	〃
											大洞岩松
											大洞豊司
											奥村信一
											奥村隆
											〃
											大洞真一
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃
											〃

帰還の一記録

元駆逐艦「おおたけ」

は吾々復員の兵を乗せて全速力で東支那海を祖国に向って航行していた。二一

年七月盛夏の太陽は艦上を灼き、海洋の風は生ぬるく、便乗室は蒸し、満載せる兵は身の置き処に苦しみ、横になって眠ることは至難で動揺も激しかった。捧げた戦友の遺骨と共に国破れて今帰る青黒い顔には髭は伸び物々しくも淋しかった。遠く祖国九州の山々が視界に入った時は、室内騒然として兵は飲んだ。緑りの美しき山々は静かに喜色に満ち

て吾々を迎えてゐるかの様だ。祖国に帰った感がひし／＼と身に沁む。佐世保に數日碇泊。遠く街の灯が点々とともり平和の光がちら／＼と海に漂う。航母の残骸が横になっているのは淋しかった。再び出港して九州の南端鹿児島に向かい、ここで上陸するとなった。上陸／＼祖国の土を踏む兵の心境如何。DDTを全身に浴びスピーカを流れる歌声、慰勞の辞、乙女の茶の接待。兵は見るものすべてを睨む様に眺めている。上陸の街は慘澹たる戦を物語り見る影もない。兵の長蛇は黙々と假宿舍に歩を運ぶ。鹿児島駅発車の時刻には大勢の学生・青年がホームで日の丸を打ち振り声をからして、慰勞と国家再建を叫ぶ。手を取り合つて誓つてゐる兵。みな万感胸にせまる。再びあの征途歡呼の聲、旗の波の印象を呼び起こし、同邦愛に感泣した。列車は九州原野を疾走する。処々駅頭の歡待を受け、兵の気分も軟らいで行く。各処に戦災の影深く、激烈な當時を偲ばせ、兵の語る言葉もとぎれがちになる。そして各郷里の駅に降りた兵と「頑張ろう」と手を取つて別れた。當時の日本男兒は国に捧げた身体と自覺して、戦いに出勤した。国を愛することは昔の事ではなく平和になった現在を感謝しその喜びの中に自然と芽生えるべきである。

奉公の塔

一、軍人は忠節を盡すを本分とすべし

一、軍人は禮儀を正しくすべし

一、軍人は武勇を尚ぶべし

一、軍人は信義を重んずべし

一、軍人は質素を旨とすべし

天に代りて不義を討つ忠勇無双の我が兵は：日本男兒は兵隊検査を受けて兵役に服し、軍人精神を涵養し、軍人として国に盡くす事を本分として、誓つて奉公の誠を捧げたものであった。歳月は流れて軍籍の有った者も次々と世を去り、時世は變転してその志操は忘れ去られようとしている。そこで當時の名譽ある軍人を顕彰して残そうと、西南の役、日清戦争、日露戦争、シベリア出兵、満州事變、日華事變、大東亞戦争の戦没者又従軍生存者、兵役物故者の氏名を刻み

戦没者・物故者の慰霊祭も行い、故人を偲び榮譽をたたへて平和の礎石にしたいと「奉公の塔」を発起した。鷺山校下に於いては岩佐茂・北川千里を始めとして六三名の建設委員の尽力により、昭和五年五月に北野神社元参道に「奉公の塔」が竣工した。

奉公の塔建立について

鷺山校下在住の元兵役にあった同志が相図り、奉公の塔に三つの願いをこめて建立した。

- 一、明治憲法のもと国民の中より選ばれて兵役の責務を負うた人々は明治・大正・昭和のあいだ国防の重責をはたし又幾度もの戦争や事変に召されて従軍された。このように国の有時平時を問わず常に滅私奉公祖國に盡くされた輝かしい功績を後世に伝えたい。
- 二、鷺山校下の元兵役者故人の霊を合祀して冥福を祈る。
- 三、戦争を体験した元兵役者一同心から世界の平和を祈る。

第三師団管下の演習場と鷺山 当地の岐阜・稲葉・羽島・本巣・山県・武儀・郡上・加茂・可児・土岐・恵那の一市一〇郡は、第三師管岐阜聯隊区に所属していた。海軍は呉鎮守府所管で、召集・徴発の事務は陸海共に管内岐阜警察署外二一警察署で掌理され、市又



奉公の塔（森瀬仙一氏提供）

は町村役場を通じて伝達されていた。

陸軍兵事は第三師団歩兵第五旅団管下「歩兵第六十八聯隊が明治四一年稲葉郡北長森村、大正六年飛行第一大隊は稲葉郡那加村に、飛行第二大隊は稲葉郡鵜沼村に置かれた。

歩兵第六十八聯隊は営舎敷地三万八千余坪（一二万六千余平方呎）、練兵場四万九千八百余坪（一六万四千余平方呎）、射撃場二万一千九百余坪（七万二千余平方呎）で、工事費総額六万五千九百八十八圓（北長森郷土史統編資料）。明治四一年三月一日隈部中佐ら先登隊によって開設され、軍服の左腕に第一大隊は一個、第二大隊は二個、第三大隊は三個の白ボタンを縫いつけ、ボタン部隊の名でその武勇は岐阜の名を全国に広めた。

日露戦争の勝利により世界の列強に仲間入りし軍備も拡張されて、一般国民が軍隊教育の真義をよく理解して、軍隊と地方民衆との関係は著しく親密の度を加えて来た。

大正年間、長良川・古川・古々川の渡河訓練をあわせ、鷺山東西二〇〇呎、南北五〇〇呎、標高六八呎の独立丘陵に向かい仮装大演習が展開された。第三師団管下歩兵部隊・工兵部隊・飛行第一・二聯隊の合同演習で、当時約八〇〇余名の大部隊で、兵隊は学校・寺院・一般の民家に分散して宿泊、当時鷺山小学校への道路の拡幅、鷺山小学校から現在の太子堂、更に鷺山城碑附近の位置にわたり一夜の内に工兵隊約二百数十名により仮設道路を築造し山砲隊が山頂に砲数台を戦闘配置、長良川・古川・古々川の渡河演習でこれを挟み撃ちにした。更に山岳戦の第三師団管轄歩・工・野砲一体として連携をとり鷺山河川敷を利用し大演習があった。当時の遺物として山頂にのこされた当時の仮設道路が微かに面影を残している。その後も、時折軍事の演習場、あるいは日華事変・太平洋戦争の時は大学生・中学生の連合演習場として屢々使用された。